

裁判長!

60年を超える ～無実の叫び～

知ってください

その判断、何かおかしくありませんか?

2022年3月3日、名古屋高等裁判所刑事第2部（鹿野伸二裁判長）が名張毒ぶどう酒事件の再審請求を認めない不当決定

▶ 審理に提出された主な新証拠

1. ぶどう酒瓶口に巻かれた「封緘紙」の2度貼り（貼り直し）を示した【糊鑑定】

毒物が混入されたぶどう酒（一升瓶入り合成酒）瓶には、瓶口の栓の部分に「封緘紙」という紙が巻かれていました。

その封緘紙の裏側にぶどう酒の製造過程で用いられた糊とは異なる、別の糊が付着していたことが鑑定で明らかになりました。



封緘紙



これらの2つ新証拠によって、誰かが封緘紙を貼り直していたことが明らかになりました。

一方、奥西勝さんは「自白」で、「毒物を混入する時に封緘紙が破れて落ちたのをそのままにしておいた」と言われています。この「自白」が正しければ懇親会が始まる時のぶどう酒瓶に封緘紙が巻かれていたことの説明はつきません。

奥西勝さんではない真犯人が、封緘紙をはがして毒を入れた後、その痕跡を隠すために封緘紙を貼り直したことは明らかです。

それぞれの場合の瓶口の状況



自白の場合

3人が目撃したぶどう酒の場合

果たして
裁判所の判断は

（事件概要）

1961年3月28日、三重県名張市葛尾の公民館において開かれた懇親会に出されたぶどう酒を飲んだ女性5名が死亡、12名が重軽傷を負うという痛ましい事件が発生し、奥西勝さん（当時35歳）が逮捕、起訴されました。

一番の津地方裁判所は、1964年12月23日、無罪判決を言い渡しましたが、名古屋高裁は、1969年9月10日、一転して死刑を宣告。1972年6月15日、最高裁第一小法廷の上告棄却により、死刑判決が確定しました。

奥西勝さんは、逮捕後54年にわたって無実を叫び続け、2005年4月には一旦は「再審開始」決定が出されましたが取り消され、2015年10月4日に八王子医療刑務所で無念の獄死を遂げました。89歳でした。奥西勝さんの死後、妹の岡美代子さん（現在92歳）が名古屋高裁に対して再審（第10次）を申し立てていましたが、2022年3月3日棄却されました。「疑わしきは被告人の利益に」とする白鳥財田川決定違反です。弁護団は3月8日に特別抗告し、たたかいの舞台は最高裁に移ります。

2. 懇親会が始まる時のぶどう酒瓶に「封緘紙が巻かれていた」とする3人の【供述調書】

検察官は、2020年3月3日、裁判所の求めに応じて懇親会参加者7名の供述調書9通を開示しました（事件発生から59年間も隠されていた証拠です）。

そのうち3名が、毒を入れる際には必ず必要がある封緘紙が、懇親会が始まる時のぶどう酒瓶に「巻かれていた」と明確に証言していました。

（これらの新証拠以外にも毒物が違っていただけの成分や臭いの問題、「自白」が信用できない、といった多くの新証拠が提出されています）

名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる全国のを

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 日本国民救援会愛知県本部気付

電話：052-684-5825 FAX：052-684-6355

「救援新聞」（1958年6月10日第三種郵便物可）

鑑定人尋問は「必要ない」としたのに、鑑定人は「説明を尽くしていない」!?

「糊鑑定」は、最新の分析機器（FTIR）を使用した科学鑑定です。専門家ではない裁判官がその意義を正しく評価するためには鑑定人の尋問を行うなど、科学的知見に基づいた検討が必要です。しかし裁判所は、弁護人が求めた尋問などを「その必要はない」と拒否しました。

ところが決定では、「鑑定人の説明が多く点で尽くされていない」と難くせをつけて証拠価値を否定してしまいました。疑問を解決する手段を自ら放棄しておきながら「結論は否定」という裁判所の態度は、まさに姑息な「後出しじゃんけん」と言わざるをえません。



えっ!? 3人もの供述が「信用できない」?



「懇親会が始まる時に封緘紙が巻かれていた」という懇親会参加者3名の供述。封緘紙が貼り直されたという「糊鑑定」の結果と一致し、それが「破れて落ちたのをそのままにしておいた」という奥西勝さんの「自白」を否定する供述でしたが、これも「一般的に関心を持って観察する対象ではない」と、決定文でたった2行という簡単な理由で否定されてしまいました。

しかし、この3人は実際に封緘紙を見ていたから「巻かれていた」と供述したはずで、もし「観察する対象」でなかったなら、その答えは「わからない」となるのではないのでしょうか。特に2人は、警察官の具体的な質問に対する回答という問答形式であり、嘘を言うことは考えられません。3人もの供述を否定するにはあまりにも根拠がない、こじつけです。

はじめから有罪の結論を決めた裁判所

こうした裁判所の判断から見てくるのは、「奥西勝さんは有罪（＝死刑）という結論がはじめにあり、理由は後づけしたにすぎない」ということです。だから説得力は全くありません。再審の理念は「無辜（無実の人）の救済」ですが、有罪判決の維持が結論とされてしまったら何のための審理かわかりません。

また、こうした裁判所の姿勢は、検察官が60年以上も隠している多くの証拠を開示させずに放置しているという点にも如実に示されています。



最高裁白鳥・財田川決定に違反する不当決定



1975年5月20日に最高裁判所が下した白鳥決定とそれに続く財田川決定は、新旧証拠を総合的に評価し、確定有罪判決に合理的な疑いが生じれば再審を開始すべきとしました。しかし、今回の名古屋高裁の判断は、相互に関連する新証拠をあえて個別に評価してその価値を否定し、また、再審審理にも「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されるとした白鳥・財田川決定に反して弁護団に合理的疑いを超えて無罪立証まで求めています。判例違反は明らかです。

最高裁は名古屋高裁の誤りを即刻ただし、再審を開始し、司法が信頼できることを示してください。

再審請求人である岡美代子さん（奥西勝さんの妹）と弁護団は、今回の決定を取り消して再審を開始することを求め、最高裁判所に特別抗告を申し立てました。

有罪判決の維持だけを目的として、科学を無視し、判例違反もいとわず、理由にならないこじつけで再審請求を認めない裁判所。私たちは、こうした裁判所を信頼することはできません。

最高裁判所は、「人権の砦」としての裁判所の役割をしっかりと自覚し、科学的知見に基づく真剣な審理と検察官が隠し続ける証拠を全面的に開示させ、名張毒ぶどう酒事件の異議審決定の誤りを即刻ただして再審を開始してください。司法が私たちの信頼に値するものであることをしっかりと示されることを心から望んでいます。



みなさんのご支援を心から訴えます。

URL: <https://nabari-net.jimdofree.com>

科学的知見に基づく真剣な審理と全面証拠開示によって再審開始を求める最高裁宛要請署名に取り組んでいます。署名用紙は上記HPから用紙をダウンロードできます。ぜひ、ご協力ください。

名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる全国の会

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 日本国民救援会愛知県本部気付

電話：052-684-5825 FAX：052-684-6355 「救援新聞」（1958年6月10日第三種郵便物可）